

第 5 回 農 業 委 員 会 議 事 録

- 1 開催日時 令和元年5月24日 午後3時00分から4時15分
- 2 開催場所 音更町役場 特別会議室
- 3 出席者

委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	松 川 博	出席	11	白 川 勝	出席
2	伊 藤 雅 明	出席	12	平 尾 秀 元	出席
3	小 原 悟	出席	13	大 場 隆 明	出席
4	土 田 純 雄	出席	14	西 川 彰	出席
5	貞 廣 涉	出席	15	鈴 木 賢	出席
6	石 王 雅 士	出席	16	大 西 忠 義	出席
7	林 雅 浩	出席	17	石 川 清 光	出席
8	茂古沼 美 則	出席	18	高 野 春 夫	出席
9	田 守 文 夫	出席	19	木野村 英 明	出席
10	大 熊 秀 之	出席			

事務局

職 名	氏 名
事 務 局 長	福 井 明 宏
農 地 振 興 係 長	木 谷 康 臣
農 地 振 興 係 主 任	小 川 健 太 郎
農 地 振 興 係 主 事	笹 原 貴 彦

- 4 議事録署名委員
 - 9番 田守 文夫 委員
 - 11番 白川 勝 委員

5 付議した議案等

- 報告第1号 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんの結果報告について
- 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知に係る確認について
- 議案第2号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請について
- 議案第3号 農地法第3条の規定による賃借権等設定の許可申請について
- 議案第4号 音更農業振興地域整備計画の変更に関する諮問について
- 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第6号 土地の現況証明願について
- 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第 8 号 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんについて
議案第 9 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定に係る下限面積の別段の設定について

協議案第 1 号 平成 3 0 年度点検・評価及び令和元年度活動計画等について

6 議事

(開会 午後 3 時 0 0 分)

議 長 ただ今から、令和元年第 5 回音更町農業委員会総会を開催いたします。
ただ今の出席委員は 1 9 名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

議事録署名委員につきましては、9 番 田守委員、1 1 番 白川委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

報告第 1 号「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんの結果報告について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

係 長 (報告第 1 号第 1 項から第 1 5 項朗読、説明)

議 長 説明が終わりました。みなさんからご意見等ございませんか。

2 番 第 8 項目の売買です。この金額については昭和地区の平均としては安い金額なのですが、傾斜地の草地ということでこのような金額となっているということを参考までに申し添えたいと思います。以上です。

議 長 他にみなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 なければ、報告第 1 号を終了いたします。

次に、報告第 2 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

係 長 (報告第 2 号第 1 項朗読、説明)

議 長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 なければ、報告第 2 号を終了いたします。

次に、議案第 1 号「農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知に係る確認について」の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第 1 号第 1 項から第 6 項朗読、説明)

本件につきましては、いずれも農地法第 1 8 条の規定に基づき合意解約がなされて

おりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。

なお、第1項につきましては、後ほど議案第3号において農地法第3条の規定による賃借権等設定の許可申請が、第2項から第5項につきましては、後ほど議案第8号においてあっせん申し出が、第6項につきましては、後ほど議案第7号において農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定がそれぞれございます。以上です。

議長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第1号第1項から第6項の件について、要件を満たしているということによろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第1号第1項から第6項については、要件を満たしていることを確認いたしました。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請について」の第1項の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第2号第1項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の1ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われまます。以上です。

議長 議案第2号第1項の案件につきましては、現地調査が行われています。高野委員から、調査報告をお願いいたします。

18番 先日、譲受人からお話を伺ってまいりました。既に、一部贈与をしていただいております。こちらの地区まで通って耕作をされておられます。本年、今まで、4トン車でトラクターなどの農作業機を運んで営農しておられましたが、譲渡人からみてお孫さんが大型機械に乗り換えて本腰を入れて耕作するというように伺いました。親子間の贈与ですので何ら問題はないと思われまます。以上です。

議長 高野委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第2号第1項について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第2号第1項について、申請のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第3号「農地法第3条の規定による賃借権等設定の許可申請について」の第1項の件を議題とします。第1項については、私自身に関する事案でありますので、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定により、議事参与の制限となります。第1項を審議する前に議長退席し、この間、石川会長職務代理者に議長を務めていただきます。暫時休憩といたします。

(休憩) 大熊会長退席、石川会長職務代理議長席に着席

議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。議案第3号第1項を議題といたします。事務局から説明を求めます。

事務局長 (議案第3号第1項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の2ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま
す。以上です。

議長 議案第3号第1項の案件につきましては、現地調査が行われています。
田守委員から、調査報告をお願いいたします。

9番 先日、現地を確認してまいりました。この案件は今年の1月に合意解約され、借り
手がない状況でした。そのため、貸主から今回の借主への農地を借りてくれないか
という依頼があり、3条で賃貸借の運びとなりました。賃貸料につきましては、地域
の平均価格となっており、何ら問題はないと思われま
す。以上です。

議長 田守委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませ
んか。

委員 (全員なし)

議長 議案第3号第1項について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第3号第1項について、申請のとおり許可することに決定
いたします。大熊会長入室のため、暫時休憩といたします。

(休憩) 石川会長職務代理自席へ着席、大熊会長議長席へ着席

議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
続きまして、議案第3号第2項の件を議題といたします。事務局から説明を求めます。

事務局長 (議案第3号第2項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の2ページの「農地法第3条調査
書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま
す。以上です。

議 長 議案第3号第2項の案件につきましては、現地調査が行われています。
大西委員から、調査報告をお願いいたします。

16番 先日、借主にお話を伺ってまいりました。昨年の8月に貸主のご主人から親戚である今回の借主に3条で貸したいというお話を伺っておりましたが、それから間もなく亡くなられて、相続を受けられた奥様の名義で申請が上がってきたという状況でございます。ご主人が賃貸で借りられていた土地については地域で他の方が借りて耕作しているというような状況であります。賃貸料も地域の平均的な価格で何ら問題はないというように思われます。以上です。

議 長 大西委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第3号第2項について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第3号第2項について、申請のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第3号第3項の件を議題といたします。事務局から説明を求めます。

事務局長 (議案第3号第3項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の3ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま
す。以上です。

議 長 議案第3号第3項の案件につきましては、現地調査が行われています。
松川委員から、調査報告をお願いいたします。

1番 貸主であるお父様からお話を伺ってまいりました。今回、息子さんに経営移譲とい
うことで、親子間の使用貸借ということでございます。何ら問題はないと思われま
す。以上です。

議 長 松川委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第3号第3項について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第3号第3項について、申請のとおり許可することに決定い

たします。続きまして、議案第3号第4項の件を議題といたします。事務局から説明を求めます。

事務局長 （議案第3号第4項朗読、説明）

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の3ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま
す。以上です。

議 長 議案第3号第4項の案件につきましては、現地調査が行われています。
白川委員から、調査報告をお願いいたします。

11番 先日、貸主と借主のところへ行ってお話を伺ってまいりました。この畑は、先ほどの議案第1号第1項にありました案件のこれまで借りられていた方が規模縮小のため解約したため、今回から新たに同じ地区の今回の借主が耕作するというところでございます。賃貸料のほうも妥当な金額であると思われま
す。以上です。

議 長 白川委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませ
んか。

委 員 （全員なし）

議 長 議案第3号第4項について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委 員 （全員異議なし）

議 長 ご異議なしと認め、議案第3号第4項について、申請のとおり許可することに決定
いたします。
続きまして、議案第3号第5項の件を議題といたします。事務局から説明を求めます。

事務局長 （議案第3号第5項朗読、説明）

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の4ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま
す。以上です。

議 長 議案第3号第5項の案件につきましては、現地調査が行われています。
茂古沼委員から、調査報告をお願いいたします。

8番 この案件ですけれども、貸主の土地の隣で耕作している今回の借主が借りるという
ことで3条の申請が出ております。賃貸料につきましては、多少高いと思われま
すが、地域の中では悪影響を及ぼすものではないというふうに判断しております。よって、
許可相当と思われま
す。以上です。

議 長 茂古沼委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませ
んか。

委員 (全員なし)

議長 議案第3号第5項について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第3号第5項について、申請のとおり許可することに決定いたします。
続きまして、議案第3号第6項の件を議題といたします。事務局から説明を求めます。

事務局長 (議案第3号第6項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の4ページのとおりですが、地上権の設定に関するものですので、農地法第3条の許可要件は適用しないとの規定になっています。

本件は、昨年9月の農業委員会におきまして、農地法第5条の規定による許可を得て、一時転用し水道管を地下埋設し、埋戻して農地に復元した案件でございまして、この度、地上権を設定しようとするものであります。以上です。

議長 議案第3号第6項の案件につきましては、現地調査が行われています。
大西委員から、調査報告をお願いいたします。

16番 先日、貸主にお会いしてお話を伺ってまいりました。ただ今、事務局から説明がありましたとおり、去年、水道管を埋設工事しております。その部分に対して修繕したりするときその土地を掘返したりしなければならないこともあって、そのようなことのための許可申請でございます。特に問題はないというように思われます。以上です。

議長 大西委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第3号第6項について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第3号第6項について、申請のとおり許可することに決定いたします。
次に、議案第4号「音更農業振興地域整備計画の変更に関する諮問について」の第1項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第4号第1項朗読、説明)

本件につきましては、住宅用浄化槽の移設を行うために、農用地区域内から除外するための諮問であります。「調査書」につきましては、5ページから6ページとなっております。申出者が町内の農場を購入し、既存住宅のそばに浄化槽を移設しようと

したところ、農業用施設用地であることが判明しました。このため、浄化槽の移設を機に、本申請地を住宅の用に供する目的のため除外を申出ようとするものであります。

なお、建設予定地については、既に非農地でありますので、農地転用許可は不要であることを申し添えます。以上です。

議 長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第4号第1項について、変更は適当である旨を答申することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認めます。議案第4号第1項は、変更は適当である旨を答申することに決定いたします。

続きまして、議案第4号第2項の件を議題といたします。事務局から説明を求めます。

事務局長 (議案第4号第2項朗読、説明)

本件につきましては、申出者が発酵飼料保管施設等の造成をするために8,087平方メートルを農用地区域内から除外するための諮問であります。「調査書」につきましては、7ページから8ページとなっております。

申出者は、家畜飼料の生産・加工販売をしております。道東一円の畜産農家へ良質な飼料を提供しております。一昨年以降、畜産農家からの発注が増え、既存の保管敷地では飽和状態となっており、既存敷地内の狭い空きスペースや駐車スペースを利用して、生産した製品を分散して数段に重ねて保管している現状であることから、現工場に隣接した北側の農地を取得し保管場所を確保しようとするものであります。

計画地は、水路・道路等で分断された農地でもあり、耕作又は取得を希望する人がいない事を確認しており、既に、それぞれの土地所有者には事業計画の説明を行い、了解をいただいていると聞いております。

申出がありました法人は一般企業であり、本来、農地を転用することは、原則不許可となりますが、農地の転用の不許可の例外規定により、農地法施行規則第35条第5号により「既存施設の拡張として、既存の施設の敷地面積の2分の1を超えないものに限る」とするものに該当しております。なお、このあと議案第5号において、本件に関する農地法第5条の規定により転用許可申請についてご審議をいただきます。以上です。

議 長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第4号第2項について、変更は適当である旨を答申することに決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。議案第4号第2項は、変更は適当である旨を答申することに決定いたします。

続きまして、議案第4号第3項の件を議題といたします。事務局から説明を求めます。

事務局長 (議案第4号第3項朗読、説明)

本件につきましては、農業後継者の住宅の建設、庭の設置及び通路の確保をするために、3,062.67平方メートルを農用地区域から除外するための諮問であります。「調査書」につきましては、9ページから10ページとなっております。建設予定地につきましては、除外地がないため、水源に近く農地への影響が少なく、農作業効率や道路への出入りに適した本計画地を選定いたしました。また、この計画にあたり、既存住宅の敷地が、農業用施設用地であることがわかり是正するとともに、建築基準法で必要な通路を確保するために除外を行うものであります。

なお、建設予定地については、既に非農地でありますので、農地転用許可は不要であることを申し添えます。以上です。

議長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第4号第3項について、変更は適当である旨を答申することに決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。議案第4号第3項は、変更は適当である旨を答申することに決定いたします。

次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」の第1項と第2項は関連がございますので、一括して議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第5号第1項及び第2項朗読、説明)

本件につきましては、先の議案第4号第2項においてご審議いただきました申出者に関わる案件であります。

申請地につきましては、別添「調査書」の17ページから21ページにあるとおりで、8,087平方メートルの転用です。

農地転用の許可要件につきましては、立地基準につきましては別添「調査書」の11ページ及び14ページにあるとおり農用地区域内農地であり、転用は原則不許可な土地ですが、農地法施行規則第35条第5号により、不許可の例外規定である既存施設の拡張の規定によります。既存宅地面積の2分の1を超えない面積要件を満たすものとなっております。

一般基準につきましては、別添「調査書」の12ページから13ページ及び15ページから16ページにあるとおりで、資力・信用力については、事業費と同等額の自

己資金の残高証明書が金融機関から提出されております。

また、転用することによって付近に被害を及ぼすおそれはないと思われます。以上です。

議 長 議案第5号第1項と第2項の案件につきましては、現地調査が行われています。
貞廣委員から調査報告をお願いいたします。

5 番 先ほどの議案第4号で事務局の方から細かく説明がありましたが、現地を5月8日に事務局とともに確認してきております。現状、平成28年に熟成庫を建てたまわりにラップした状態の発酵飼料が狭い敷地に並べられた状態であります。近年、酪農家さんからの注文数も非常に多いということで保管場所が足りない状況で、隣接する北側の土地に広げるということに対しての申請でございます。社長ともお話をさせていただきましたが、まわりの営農している方々への配慮もされておりますし、やむを得ないと感じました。許可相当かと思われますのでご審議をお願いいたします。以上です。

議 長 貞廣委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第5号第1項と第2項について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第5号第1項及び第2項について、申請のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第6号「土地の現況証明願について」の第1項の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第6号第1項朗読、説明)

なお、願出地につきましては、「調査書」の22ページから23ページのとおりであります。利用状況は原野となっております。以上です。

議 長 議案第6号第1項の案件につきましては、現地調査が行われています。
石王委員から調査報告をお願いいたします。

6 番 現地を確認してまいりました。「調査書」の23ページを見ていただければわかると思えますけれども、細かく分譲された土地であります。現状としては木が生えている状態でしたので、畑から原野という地目変更は何ら問題はないと思われます。以上です。

議 長 石王委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第6号第1項について、願出のとおり証明することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第6号第1項は、願出のとおり証明することに決定をいたします。

続いて、議案第6号第2項の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第6号第2項朗読、説明)

なお、願出地につきましては、「調査書」の24ページから25ページのとおりであります。利用状況は宅地となっております。以上です。

議 長 議案第6号第2項の案件につきましては、現地調査が行われています。
小原委員から調査報告をお願いいたします。

3 番 現地調査に行っていました。畑として登記されておりますが、現在は小麦のコンバインですとか共同で利用されている農機を納める格納庫となっております。願出のとおり宅地であると判断してまいりました。以上です。

議 長 小原委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第6号第2項について、願出のとおり証明することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第6号第2項は、願出のとおり証明することに決定をいたします。

次に、議案第7号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

係 長 議案第7号第1項から第15項につきましては、先ほど、報告第1号であっせんの結果として報告をさせていただいておりますので、ここでの説明は省略させていただきます。つきましては、第16項をご説明いたします。

(議案第7号第16項朗読、説明)

以上、第1項から第16項につきましては、別添「調査書」26ページから31ページのとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第7号第1項から第16項について、議案のとおり決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第7号第1項から第16項について、決定いたします。
次に、議案第8号「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんについて」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第8号第1項から第6項朗読、説明)

議長 説明が終わりました。

本日、午後2時より、農地調整部会が開催されており、議案第8号のあっせんの適格者の選定が行われております。伊藤部会長から報告をお願いいたします。

2番 あっせん適格者の報告をさせていただきます。

第1項、開進地区のAさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた中駒場地区のBさんが経営移譲されましたので移譲先であります中駒場地区のCさん(35歳)を選定いたしました。後継者への借換えとなりますが、貸主が円滑化事業交付金を受給していることから、交付金の返還が生じないように、改めてあっせんを行うものでございます。

第2項、土幌町のDさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、高倉地区のEさん(59歳)を選定いたしました。

第3項、高倉地区のFさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、高倉地区のEさん(59歳)、Gさん(43歳)、Hさん(59歳)、Iさん(43歳)の4名を選定いたしました。

第4項、高倉地区のFさんからの売買の申出につきましては、適格者といたしまして、Eさん(59歳)を選定いたしました。

第5項、上土幌町のJさんからの売買の申出につきましては、適格者といたしまして、稔地区のKさん(41歳)を選定いたしました。

第6項、緑陽台北区第2地区のLさんからの売買の申出につきましては、適格者といたしまして、福平地区のMさん(43歳)を選定いたしました。以上です。

議長 ただ今、伊藤部会長からあっせんの適格者の報告がございました。適格者につきまして、みなさんからご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第8号第1項から第6項について、報告のとおり決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第8号第1項から第6項について、報告のとおり決定いたします。

続いて、事務局からあっせん委員の報告をいたします。

事務局長 (あっせん委員の発表)

議 長 　ただ今、あっせん委員の発表がありました。あっせん委員のみなさんには、よろしくお願いいたします。なお、あっせん委員会の日程につきましては、この総会終了後に事務局からご案内をいたします。

　続いて、議案第9号「農地法第3条第2項第5号の規定に係る下限面積の別段の設定について」の件を議題といたします。

　事務局からの説明を求めます。

事務局長 　本件につきましては、平成21年度の農林水産省からの通知により、農業委員会において、毎年、下限面積の設定又は修正の必要性について審議を行うこととなりましたので「下限面積の別段の設定について」を議案として提出させていただきました。

　（議案第9号別紙・資料朗読、説明）

　以上です。

議 長 　説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委 員 　（全員なし）

議 長 　議案第9号について、下限面積は別段に設定しないこととすることによりよろしいですか。

委 員 　（全員異議なし）

議 長 　ご異議なしと認め、議案第9号は、下限面積は別段設定しないことに決定いたします。次に、協議案第1号「平成30年度点検・評価及び令和元年度活動計画等について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 　（協議案第1号朗読、説明）

　本件につきましては、先の3月の総会におきましてご協議をいただきましたものがございます。これらにつきましては、町のホームページにおいて、去る4月18日から5月17日まで掲載いたしまして地域の農業者等からの要望・意見等を募集いたしましたが、要望・意見等はありませんでした。

　今回、決定をいただけたら、（案）を取り、町のホームページに公表するとともに、農林水産省へ報告をさせていただきます。

　なお、資料の説明につきましては、先の総会において説明をさせていただいておりますので、今回は変更のあった部分について説明いたします。

　お手元の（別紙様式2）「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」をご覧ください。1ページから7ページまでは前回と同じ内容でございます。一番裏面の8ページをご覧ください。ここは、ローマ数字の7の「地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容」とあり、地域の農業者等からの要望・意見等が掲載されますが、要望・意見等がなかったため、農地利用最適化等に関する事務、その下の農地法等によりその権限に属された事務の項目につきまして、それぞれの要望・意見の欄になしと記載しております。

　次に、（別紙様式1）「平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」をご覧くださいと思います。こちらは内容の変更はございません。平成31年度の表記を令和元年度に修正したうえで、活動計画（案）をそのまま活動計画として掲

載しようとするものでございます。以上です。

議 長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 協議案第1号について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認めます。協議案第1号は、原案のとおり決定をいたしました。
以上で議案は全て終了いたしました。
以上をもちまして、令和元年第5回音更町農業委員会総会を閉会させていただきます。

(閉会 午後4時15分)

以上、会議の顛末を録し議事録とする。

令和元年5月24日